

議第 1 号議案

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 10 月 4 日

提出者 神谷 大蔵
賛成者 皆川 幸枝
飯岡 宏之
橋本 佳子
小野 泰宏
塩田 尚

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例（令和元年つくば市条例第53号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「及びワイン」を「、ワイン、ビールその他の酒類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

これまで「地酒等」として規定されていたつくば市産の日本酒及びワインに加え、
近年生産量が増加してきたビールを追加し、その他の酒類についても広く定義する
ため、この条例案を提出するものである。

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例（令和元年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、本市産の日本酒、 <u>ワイン、ビールその他の酒類</u> （以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市産の日本酒及び <u>ワイン</u> （以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。
第2条 （以下略）	第2条 （以下略）